

甲良町民のみなさまへ 新型コロナウイルス感染症に関する支援一覧

制度の詳しい内容は、各窓口へお問合せいただくか、甲良町ホームページをご覧ください。
 (右のQRコードをスマートフォンなどで読み取ると甲良町ホームページにアクセスできます)



☑️：甲良町独自支援策 🇯🇵：国の支援策 🇯🇵：滋賀県の支援策

内容は令和2年6月12日現在のものです。

	事業名	概要	お問合せ先
個人向け支援策	🇯🇵 特別定額給付金	町民ひとりにつき10万円が支給されます。現在、申請の受付中です。まだの方は、忘れずに申請してください。 [締切]令和2年8月18日	企画監理課 0749-38-5061
	☑️ 甲良町特別定額給付金	国の特別定額給付金とは別に、町独自の特別定額給付金をひとり1万円支給します。準備が整い次第、みなさまにお知らせします。	企画監理課 0749-38-5061
	☑️ 特別定額給付金 (母子手帳所持者)	胎児を甲良町の次世代を支える住民のひとりと考え、特別定額給付金を支給します。 [対象者]令和2年4月27日時点で、甲良町に住民登録がありかつ妊娠中の方 (母子手帳をお持ちの方) 対象者には甲良町から通知します。 [給付額]ひとり10万円 [締切]8月7日	保健福祉課 0749-38-5151
	☑️ 子育て世帯への経済支援給付金	18歳以下の子どもひとりにつき1万円を支給します。 [対象者]町内在住の18歳以下の子ども (平成14年4月2日以降に生まれた者) [その他]7月上旬に支給開始予定	教育委員会 0749-38-5070
	🇯🇵 子育て世帯への臨時特別給付金	令和2年4月分の児童手当を受給する世帯に対し、対象児童ひとりにつき1万円が支給されます。 [対象者]児童手当(本則給付)を受給する世帯。平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた方(新高校1年生を含みます。) [給付額]児童ひとりにつき1万円	住民課 0749-38-5063
	☑️ 大学生への経済支援	大学生に対し支援金を支給します。 [対象者]甲良町在住および進学のために転出した学生等(4年制大学、短大、専門学校、高専(4、5年生に限る。))が含まれます。 [給付額]町内在住の学生:5万円/町外に転出した学生:10万円 [その他]7月から受付を開始します。	教育委員会 0749-38-5070
	☑️ 上水道料金の免除	水道料金のうち基本料金の免除を行います。 [対象者]水道事業加入者(個人および事業者)。ただし、休栓や臨時使用の場合は対象となりません。 [免除期間等]令和2年6月から8月請求分の3か月間	建設水道課 0749-38-3581
	国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免	新型コロナウイルス感染症により死亡・傷病した場合、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した場合等により、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の減免が認められる場合があります。 詳しくは、各お問合せ先まで。	国民健康保険税/税務課 0749-38-5064 後期高齢者医療保険料/住民課 0749-38-5063 介護保険料/保健福祉課 0749-38-5151

	事業名	概要	お問合せ先
個人向け支援策	傷病手当金の支給 国民健康保険 後期高齢者医療保険	被保険者に対して傷病手当金の支給がされます。 [対象者]新型コロナウイルスに感染した方、または発熱等の症状があり感染が疑われる方	住民課 0749-38-5063
	国民年金 保険料の免除	新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少している方は国民年金保険料免除申請ができます。郵送による申請も可能です。詳しくは日本年金機構「ねんきん加入者ダイヤル」か彦根年金事務所、住民課までお問合せください。	ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004 住民課 0749-38-5063
中小企業・個人事業主等向け支援策	新型コロナウイルス感染拡大防止 臨時支援金	休業要請に協力していただいた中小企業、個人事業主を支援します。 [対象者]休業要請に協力していただいた中小企業・個人事業主 [支援金額]中小企業等30万円、個人事業主20万円(町独自の上乗せ分含む) [受付期間]6月26日まで。申請は、簡易書留による郵送のみです。	コールセンター 077-528-1344 産業課 0749-38-5069
	国 持続化給付金	新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、給付金が支給されます。 [対象者]前年同月比で50%以上売上が減少している中小企業、個人事業主 [給付額]中小企業：最大200万円 個人事業主：最大100万円 <u>甲良町持続化給付金との併用はできません。</u> [申請期間]令和3年1月15日まで。受付はオンライン申請のみです。	コールセンター 0120-115-570 甲良町商工会 0749-38-3530
	甲良町 持続化給付金	新型コロナウイルス感染拡大により、特に大きな影響を受けている事業者に対し、給付金が支給されます。 [対象者]前年同月比で20%以上売上が減少している中小企業、個人事業主 [給付額]中小企業等：一律10万円 個人事業主：一律10万円 <u>国の持続化給付金との併用はできません。</u> [申請期間]令和3年1月15日まで。申請は簡易書留による郵送のみです。	産業課 0749-38-5069
	町税の 徴収猶予	事業等にかかる収入に相当の減少があり、納期限までに町税の納税が困難な方に対して、徴収猶予の「特例制度」をご利用いただける場合があります。 [対象となる税目]住民税、固定資産税、軽自動車税 [申請時期等]令和2年6月30日または猶予を受けようとする税目の納期限のいずれか遅い日。詳しくは税務課までお問い合わせください。	税務課 0749-38-5064



藤堂高虎

コロナに負けない！！
正しく知って正しく恐れる

油断大敵！
町民ぐるみで感染防止に努めよう！



佐々木道拳